

令和 7 年 6 月 1 日初版

令和 7 年度 岐阜市民プール業務運営マニュアルと確認事項

市民スポーツ課

1 安全器具等の整備

安全器具等は次の物を備えておく。

器 具：簡易人工呼吸器・頸椎固定用具・ポケットマスク・担架・毛布・体温計・
A E D 等

医薬品等：外服薬・消毒薬・包帯・三角巾・テーピング用テープ

2 関係機関との連携

体育館館長は、開設前に最寄りの消防署や警察署、病院等に開設の連絡をし、協力を求める。

3 監視態勢

◇業務員の心構え

プールでの事故は、生命の危険につながりかねない。したがって、無謀な飛び込みや悪ふざけ、プールサイドでの転倒など十分に留意して監視しなければならない。

特に溺水事故は、その多くを監視態勢によって防ぐことが可能である。つまり、業務員の最大の目的は事故を未然に防ぐことであり、その心構えや資質、さらには指揮監督する主任者の資質が重要である。

そこで、監視にあたっては、下記の事項について留意しながら業務を遂行しなければならない。なお、主任者は、監視員の適切な配置ローテーションとそのインターバル(60 分をめぐらぬ)を考慮することが重要である。

(1)常に自己の監視範囲内の水面、水中や水底、プールサイドを注視する。(スキャニング)

(2)監視区分と分担を明確にし、死角を作らないようにする。(Z O N E の確立)

(3)不審な行動に対して注意する。(更衣室やロッカー付近など)

※貴重品のコインロッカーへの保管を呼びかけること。

※履物も自己での保管を呼びかけること。

(4)監視員の交替は現場で行い、指さし確認を必ず行ってから交替する。時間的な空白をつくらぬ。交替する際は、引継ぎ内容の確認をすること。

(5)勝手に持ち場を離れない。

(6)休憩中も所在を明らかにし、緊急時の態勢を整えておく。

(7)救命器具の取扱や救命技術を熟知すると共に、その訓練を施しておく必要がある。

特に平成 1 9 年度から A E D (自動体外式除細動器)をプールに完備したため、取り扱いに慣れておく必要がある。

(8)利用者へのさわやかなあいさつなど、**節度ある言動**に心がける。

(9)常に、笛やメガホン、拡声器を携帯し、安全の確保や事故への対応に努める。

(10)禁止及び制限事項を守らない者に対して適切な指導を行うこと。

(11)監視業務と他の業務を兼任しない。

【指定管理仕様書資料⑭】

4 監視業務

(1)開始前【主任者は監視員を指揮監督し、次のことを確認する。】

- ①プール内、プールサイド、更衣室、トイレ、玄関周辺、シャワー室、消毒槽、目洗い場、駐車場等の清掃完了
- ②シャワー室、機械設備の点検
- ③監視員配置の確認
- ④水質基準の点検
- ⑤緊急時の体制・対応の確認
- ⑥排水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか確認

(2)終了後【主任者は監視員を指揮監督し、次のことを確認する。】

- ①プール内の最終確認
- ②清掃・整理・整頓
- ③火の元の安全確認
- ④管理日誌への記入

5 遊泳時間と休息

- (1)主任者は、1時間に最低1回の休息（安全点検）を10分間設定し、利用者に協力を呼びかける。
- (2)利用者への案内は、場内放送及び監視員から行う。
- (3)主任者は、休息時間に場内放送で呼びかけ、監視員はホイッスルでプールサイドへ誘導する。その際、プール内の安全確認を実施する。
- (4)安全確認は、プールサイドからの確認のみならず、場合によっては直接プール内に入れて確認をする。また、休憩中も安全確認を怠らないようにする。
- (5)休息（安全点検）終了時には、監視員は所定の位置につき、緊急時への対応体制をとる。
- (6)休憩直後の入水については、危険な飛び込みなどに留意させる。
- (7)必要に応じ各時間区分5分前にラジオ体操を行うなど、準備運動の実施を周知する。

6 緊急事態への対応

- (1)事故への対応にあたっては、迅速で的確な判断と連携が重要である。このことをふまえて、下記のように対応する。また、フローチャートを作成し、職員の目に留まる所に掲示する。
 - ①プール内で事故を発見した場合、第一発見者は笛などを連続的に大きく鳴らし他の監視員や主任者を呼び、速やかに事故者を水から引き上げる。移動可能であれば救護室に事故者を移動させる。
 - ②監視体制が不十分になるので利用者全員をプールから引きあげる。
 - ③主任者は直ちに現場に急行し、監視員のうち一人は体育館長（もしくは職員）に報告し、所定の連絡網により緊急連絡をする。
 - ④利用者の中に医師や看護師など応急処置に携われる協力者を呼びかける。
 - ⑤救助活動が円滑に進むように、監視員は現場の整理、誘導等を行う。また、被救助者の関係者を確認する。

【指定管理仕様書資料⑭】

7 禁止及び制限事項

- ①飛び込み（衝突防止）
- ②酒気帯びの者（事故防止）
- ③伝染性の疾患を有する者（衛生管理）
- ④風紀を乱す行為及び悪ふざけ行為（迷惑防止・危険防止）
- ⑤動物の同伴（迷惑防止・危険防止・衛生管理）
- ⑥プールサイドを走る行為（転倒防止・衝突防止）
- ⑦食べ物の持ち込み（衛生管理）
- ⑨その他主任者が危険と判断した行為
- ⑩オイルやローションの使用（衛生管理）
- ⑪喫煙
- ⑫ビーチボールの持ち込み
- ⑬浮き輪、ビート板（他人に迷惑かけた場合のみ）
- ⑭保護者を同伴しない幼児の入場（危険防止）

- ※ ⑮おむつ（遊泳用おむつを含む）を着用しての入水（水質維持・衛生管理）
- ⑯おむつが外れていない幼児（日常おむつをはいている幼児）による普通水着を着用しての入水（水質維持・衛生管理）
- ⑰腕時計、ネックレス等を着用したままの遊泳。また、潜水用具等の使用及び着用しての利用。（水泳用ゴーグル（ガラスでないもの）は使用可能。）（危険防止）
- ⑱サンダル等を履いての入水（北部ではプールサイドは可、南部、本荘は不可）
- ⑲水着以外を着用しての遊泳（水質維持）
- ⑳Tシャツ等の衣類を着用してのプール入水。（幼児用プールでの保護者入水、ビーチシャツ、スイムスーツは除く）
- ㉑北部市民プールについては、**小学校2年生以下及び25m以上泳げない者の25mプールへ**の入水（危険防止）
- （ただし、子ども一人につき大人一人同伴であれば、25mプールへの入水可）
- ㉒本荘市民プールにおいては、**小学校2年生以下の者の25mプールへの入水**
- （ただし、他の2会場のプールと比較して水深が浅いことから、小学校2年生以下でも身長が125cm以上あり、25m以上泳げる者であれば、25mプールへの入水可。また、子ども一人につき大人一人同伴であれば、25mプールへの入水可）
- （参考）：北部市民プール；1.1m~1.2m 0.3~0.6m
 ：本荘市民プール；0.9m~1.0m 0.45~0.5m
- ㉓刺青・タトゥーは露出せず、ラッシュガード（水着素材の肌を覆うもの）等の着用をお願いします。

※「遊泳用おむつ」について

〔遊泳用おむつ概要〕

水中で使用しても遊泳おむつの膨張、分解の心配はない。大便が外に出たり、水着を汚す心配はない。小便の吸収力は普通の紙おむつよりも弱い。

100%完全に漏れないというものではない。（メーカーによる回答）

【指定管理仕様書資料⑭】

[考察]

本市該当施設のろ過装置は、（特に本荘は 25m プールと幼児用プールが共通）水質が低下すれば、塩素を増やすしかなく（水の入れ替えより、塩素投入のコストのほう安い）、結局子どもたちの体調不良を招くことになる。

また、運営管理者にしても、その他の利用者にしても、おむつが水遊び用かどうかの判断が容易でなく、おむつの漏れへの不安感、不快感を与えることにもなりかねない。さらには、大腸菌が検出されてしまうと開場できなくなることも考えられる。

したがって、これらのことを総合的に検討した結果、現在の商品品質においては、時期尚早と判断し、使用は不可とする。

8 その他

回数券については、本荘・北部のいずれのプールにおいても共通とする。
場内放送を有効に利用する。